

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象所得税額等相当額の計算に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名
------	--------	-----

別表十七(三)の六付表 令八・四・一以後終了事業年度分

外国関係会社の名称		1	特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の計算	適用対象金額 (別表十七(三の二)「26」)	6		
本店事務所又は主たる	国名又は地域名	2		子会社から受ける配当等の額	7		
	所在地	3		控除対象配当等の額	8		
事業年度		4		調整適用対象金額 (6) + (7) + (8)	9		
事業年度		4		課税対象金額 (別表十七(三の二)「28」)	10		
所得税等の額		5		$\frac{(10)}{(9)}$	11	%	
所得税等の額		5		(5) × (11)	12	円	
外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る控除対象	特はにた該場合 対象外関係会社とし	適用対象金額 (49)		13	外国金融子会社等に係る控除対象所得税額等相当額の計算	適用対象金額 (49)	22
		子会社から受ける配当等の額		14		子会社から受ける配当等の額	23
		控除対象配当等の額		15		控除対象配当等の額	24
	調整適用対象金額 (13) + (14) + (15)		16	調整適用対象金額 (22) + (23) + (24)	25		
	部分適用対象金額 (別表十七(三の三)「7」)		17	金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三の四)「9」)	26		
	部分課税対象金額 (別表十七(三の三)「9」)		18	金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三の四)「11」)	27		
	$(18) \leq (16)$ の場合 $\frac{(18)}{(16)}$		19	$(27) \leq (25)$ の場合 $\frac{(27)}{(25)}$	28	%	
	$(18) > (16)$ の場合 $\frac{(18)}{(17)}$		20	$(27) > (25)$ の場合 $\frac{(27)}{(26)}$	29	%	
	(5) × ((19)又は(20))		21	(5) × ((28)又は(29))	30	円	
	控除対象所得税額等相当額 (12)、(21)又は(30)					31	円
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算							
所得計算上の適用法令		32	本邦法令・外国法令	減算	控除対象配当等の額	41	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額		33				42	
加算	損金の額に算入した法人所得税の額	34				43	
		35			小計	44	
算		36		基準所得金額 (33) + (38) - (44)	45		
		37		繰越欠損金の当期控除額	46		
	小計	38		当期中に納付することとなる法人所得税の額	47		
減算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	39		当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額	48		
	子会社から受ける配当等の額	40		適用対象金額 (45) - (46) - (47) + (48)	49		